

登録検査等事業者等規則（抜粋）

第2条第2項

法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類（以下「業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事業者ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）

- イ 検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種別
- ロ 検査又は点検の事業を行う事務所の名称及び所在地
- ハ 検査又は点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）
- ニ 無線局の種別ごとの無線設備等の点検を行う者（以下「点検員」という。）の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。）及び免許証の番号）
- ホ 点検に用いる測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の名称又は型式及び製造事業者名
 - へ 測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較正又は校正（以下「較正等」という。）の計画
- ト 無線設備等の検査（点検である部分を除く。以下「判定」という。）を行う者（以下「判定員」という。）の氏名及び法別表第四に掲げる条件のうち該当するもの（当該判定員が無線従事者の資格を有する場合は、その資格及び免許証の番号）
- チ 無線局の種別ごとの検査又は点検の実施方法
- リ 検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

二 検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）

- イ 点検を行う無線設備等に係る無線局の種別
- ロ 点検の事業を行う事務所の名称及び所在地
- ハ 点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）
- ニ 無線局の種別ごとの点検員の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。）及び免許証の番号）
- ホ 測定器等の名称又は型式及び製造事業者名
- へ 測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画
- ト 無線局の種別ごとの点検の実施方法
- チ 点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項